

## ADRの現場から

77 話し合いでトラブルを解決



井上徹理事長

## フォーマット未整備が原因

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟、そしてプライバシーが守られてのトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証機関である日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となつた「投資不動産取引士」資格制度を運営する一般社団法人投資不動産流通協会の井上徹理事長から、投資用不動産売買に関するトラブル事例を紹介してもらつ。

総務省統計局の2018年「住宅・土地統計調査」では、全国の共同住宅の住宅数は233万戸となっており、居住世帯のある住宅全体の43.5%となっています。なお、約3年前の88年における共同住宅の住宅数は114万戸であり、この30年間で233.4万戸となつています。ところが、共同住宅である投資用不動産の取引をみると、1階部分に店舗が入つていたり、家賃滞納者がいたり状況が異なつているにもかかわらず、多くのケースでは居住用不動産とは大きく異なつています。つまり、明確な取引ルール書や重要事項説明書を用いて取引が行われています。これらはつまづ、不明確な取引ルール書や重要事項説明書を用いて取引が行われています。これが未だに浸透していないといふことを示しています。

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟、そしてプライバシーが守られてのトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証機関である日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となつた「投資不動産取引士」資格制度を運営する一般社団法人投資不動産流通協会の井上徹理事長から、投資用不動産売買に関するトラブル事例を紹介してもらつ。

## 投資不動産取引士④

「契約から引き渡しの間に締結する賃貸借契約等に関する費用負担はどうするのか」等はその取り扱いを明確に定めておかなければトラブルになつてしまつてしまうでしょう。

トラブル事例を紹介します。A氏は投資用不動産を購入したのですが、購入後、以前の消防設備点検において指摘事項があり、消火器等の交換が必要であつたことが分かりました。ここでA氏は、指摘を受けたのは購入前であるため、本来は売主が交換費用を負担すべきであると考え、売主とトラブルになつてしましました。

また、次のような事例もあります。1階エントランス付近に自動販売機のある投資用不動産を購入したB氏。自動販売機込みで物件を取得した●「投資不動産取引士」資格実施団体 投資不動産流通協会 電話03(5155)2088

例えば、「空室

部 分は現状引き渡しかリフオーム渡しとするのか」

「契約から引き渡しの間に締結する賃貸借契約等に関する費用負担はどうするのか」等はその取り扱いを明確に定めておかなければトラブルになつてしまつてしまうでしょう。

物 件購入検討段階では自動販売機の売り上げについては全く説明をされていませんでした。電気料金という比較的小額の赤字であつても、事前説明のない出費に対して快く思われないB氏と売主の間でトラブルとなつたのです。

このようなトラブルは、重

要事項説明書にその項目があれば、契約時に確認され、未然に防ぐことができたはずです。しかし、先に書きました通り、居住用不動産の重要な項目説明書がフォーマットとして使用されているため、確認されずに契約に至つてしまつたのです。したがって、投資用不動産の取引を行う方は、「投資用不動産専用の重要事項説明書」を使用する必要があるのです。なお、当協会では投資用不動産専用の重要事項説明書フォーマットを用意していますので、活用いただくのもよいでしょう。